

国立大学法人秋田大学における競争的資金等に関する管理・監査の実施方針

平成19年10月10日
学 長 決 定

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）において、競争的資金を中心とする公募型の資金を適正に管理するために必要な事項が示されたことにより、国立大学法人秋田大学（以下「本学」という。）においては、学長の責任とリーダーシップの下で実効性ある体制を整備するとともに、次のとおりガイドラインに沿った対応を行うものとする。

1. 責任体系の明確化

- ①大学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を学長とし、「国立大学法人秋田大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」（以下「規程」という。）に明示する。
- ②最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を理事（学術研究担当）とし、「規程」に明示する。
- ③各部局における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「部局管理責任者」という。）を各部局長とし、「規程」に明示する。
- ④最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（1）ルール of 明確化・統一化

- ①競争的資金等に係る事務処理手続きに関する学内ルールの見直しを行い、ルールの統一化を図る。
- ②ルールをマニュアル化し、教職員にホームページ等で周知する。
- ③事務処理手続きに関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、「規程」に明示する。

（2）職務権限の明確化

競争的資金等の運営・管理に係る職務権限の見直しを行い、責任と権限の明確化を図るとともに、教職員にわかりやすいルールにして、ホームページ等で周知する。

（3）関係者の意識向上

- ①教職員に対する研修会・説明会を行い、各種ルールの周知・徹底を図る。
- ②研究者の行動規範を策定する。（既に、「秋田大学研究倫理規程」で措置済み）
- ③競争的資金等に採択された研究者から、関係ルールを遵守する旨の誓約書（別紙1）を提出させる。

（4）調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- ①不正に係る調査の手続き等を明確にした規程等を定める。（既に、「秋田大学研究倫理規程」等で措置済み）
- ②懲戒の種類及び手続き等を明確に示した規程等を定める。（既に、「秋田大学職員就業規則」「秋田大学教育研究評議会が行う審査に関する規程」及び「懲戒の指針」等で措置済み。なお、「懲戒の指針」は一部改正予定）

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

各部局管理責任者は、想定される不正使用例（別紙2）を参考に、問題となりうる具体的事項を洗い出し、個々の要因に対応する不正防止計画を策定する。なお、その取り扱いを「規程」に明示する。

(2) 不正防止計画の実施

全学的な観点で不正防止計画の推進を担当する者を学術研究課に置くこととし、担当業務とともに「規程」に明示する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

①年度当初から研究が行えるよう競争的資金等が交付されるまでの立替払い制度を構築する。

②物品調達に係るチェックシステムを強化するため、財務部経理・調達課及び医学部調達課に検収室を設置し、「規程」に明示する。

③不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を「規程」に明示する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

①競争的資金等の使用に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、「規程」に明示する。

②競争的資金等に関する学内外からの通報を受け付ける窓口を設置する。（既に、理事（学術研究担当）を通報窓口として措置済み）

③不正に係る情報が最高管理責任者へ適切に伝わる体制を構築する。（既に、「秋田大学における研究倫理に反する行為並びに研究に係る不当及び不公正に関する告発、苦情、相談等に関する調査委員会要項」で措置済み）

④競争的資金等の不正への取り組みに関する本学の方針及び意思決定手続き等について、ホームページ等で公表する。

6. モニタリングの在り方

①学長直轄の組織としての監査室の体制整備を図る。

②監査室は、不正防止計画の推進を担当する者と連携し、想定される不正発生要因に応じた内部監査を実施する。

③監査室は、監事及び会計監査人との連携を強化する。

7. 競争的資金等以外の研究費の取扱いに関する管理・監査

競争的資金等以外の研究費に係る管理・監査については、この実施方針を準用する。

(別紙2)

想定される不正使用例

1) 謝金・給与に係る不正

- ・架空の出勤簿等に基づく謝金・給与の請求
- ・実態の伴わない謝金・給与の請求

【具体例】

- ①実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を出勤表に記載せず実施した研究協力業務に対する謝金に充当
- ②実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金をNPO法人やサークル活動の資金に充当
- ③実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を、研究室の運営経費に充てるためプール

2) 物品購入費に係る不正

- ・請求とは異なる物品の納入
- ・架空の取引により経費を請求し、支払われた代金を預け金として管理
- ・補助金の目的外使用 (※注：物品購入費以外の経費に係る不正も想定される。)

【具体例】

- ④自己治療のために薬品を購入し、使用
- ⑤領収書に「文献代」、「雑誌代」と内訳の分からないように記載させ、これを立替払いとして請求し、実際には、研究と関係ない中学生用参考書等を購入
- ⑥業者取引実態と異なる虚偽の書類を作成させ補助金を支払わせ、支払われた代金を業者に預入金として管理させ、実験施設の改修工事費用に充当
- ⑦実際は、3月末納入の研究機器を前年の10月納入されたものとして研究に使用する場合

3) 旅費に係る不正

- ・旅費の水増し
- ・実態を伴わない旅費の請求

【具体例】

- ⑧エコノミークラスの格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書及び請求書の作成を依頼して外国旅費を水増し請求し、大学院生等の国内学会出席等に使用
- ⑨出張を取りやめたにもかかわらず、偽りの出張報告書を提出し、不正に旅費を受領し、科研費以外の研究目的の出張に流用

4) 不正受給

- ・無資格者による経費の不正受給
- ・物品の未納状態での経費請求

【具体例】

- ⑩応募・受給資格がない研究者が科学研究費補助金の応募・交付申請を行い、不正に補助金を受給

など

◎注) 定義

- ・預け金………架空の取引により大学に代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること。
- ・カラ出張………実態を伴わない出張の旅費を大学に支払わせること。
- ・カラ謝金………実態を伴わない作業の謝金を大学に支払わせること。